

救援者費用保険について

- 児童様が旅行行程中に事故または病気により、医師の診断を受け、かつ以降の旅行がまったく不可能になった場合に、現地まで迎えにいらっしゃる保護者または親族(同居人)【児童1名につき2名まで】の方の交通費(1往復分)・宿泊客室料(14日分限度)が支払われます。

- 保険料は42円で支払限度額は30万円になります。
- 支払われるもの
 - ・公共交通機関による交通費(JR・新幹線、路線バス代など)
 - ・マイカーの場合はガソリン代(保険会社の定めた計算による額)・有料道路代
 - ・タクシーも条件によって認められます。(公共交通機関が運行していない時間などですが、保険会社の判断になります)
- *いずれの場合も領収書をもらって頂くようご案内下さい。
- *有料道路代のお支払いはETC・現金またはクレジットカードのいずれも可能です。
(ETCの場合は領収書のプリントをお願いします)
- 現地から先生が生徒様を送る場合は適用になりません。
- 原則保険請求金額が10万円未満の場合は診断書の提出は不要です。
- ご出発前14日前に保険に加入致します。加入後の返金はできません。
- 保険の支払いの有無、範囲、金額などは申請後に保険会社の判断となります。
- 保険申請の手続きは保護者の方に行って頂きます。